

参 考 資 料

1 とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）策定の経緯

令和2(2020)年

7月29日	栃木県男女共同参画審議会	プラン骨子案審議
11月4日	栃木県男女共同参画審議会	プラン素案審議
11月26日～12月25日	パブリック・コメント（県民意見の募集）	

令和3(2021)年

1月（書面開催）	栃木県男女共同参画審議会	プラン最終案審議
2月16日	栃木県男女共同参画推進本部	審議・決定

2 栃木県男女共同参画審議会委員名簿 （令和3(2021)年2月現在）

※ 50音順、敬称略

区分	氏名	役職等
会長	内 貴 滋	帝京大学経済学部教授
副会長	梅 澤 啓 子	栃木県女性団体連絡協議会会長
委員	荒 井 俊 夫	栃木県人権擁護委員連合会男女共同参画委員会委員
	石 渡 久 恵	栃木県保育協議会理事
	磯 雅 史	大田原市総合政策部政策推進課長
	上 原 秀 一	宇都宮大学教育学部准教授
	音 頭 玲 子	栃木県女性校長教頭会会長
	鎌 田 淑 江	公募委員
	黒 田 葉 子	元県労働委員会事務局長
	小 坂 誉	弁護士
	下 平 佳 子	厚生労働省栃木労働局雇用環境・均等室長
	滝 田 純 子	栃木県医師会常任理事
	滝 田 勇 人	栃木県老人福祉施設協議会理事
	手 塚 敏 子	栃木県女性農業士会会長
	丹 羽 章 泰	栃木県商工会議所連合会専務理事
	沼 子 直 美	日本労働組合総連合会栃木県連合会副事務局長
	保 母 欽一郎	栃木県議会議員
矢 倉 亜希子	日本放送協会宇都宮放送局放送部長	

3 用語解説

五十音	用語	説明
あ	アダルトビデオ(AV)出演強要・JKビジネス問題	本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要されたり、「JK」(女子高校生の略)などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には、性的なサービスを客に提供させたりする、若年層の女性が性的な暴力の被害に遭う問題をいう。
い	育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4(1992)年4月に施行された法律。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。
	イクボス	部下や同僚の育児・介護等に配慮・理解のある上司のことをいう。
え	AI・IoT	AIとは、Artificial Intelligenceの略。人工知能。 IoTとは、Internet of Things(モノのインターネット)の略。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。
	SDGs (エスディージーズ)	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、より良い世界を目指すために達成すべき17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されたものをいう。
	M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。
	L字カーブ	日本の女性の正規雇用労働者の比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代から30代でピークを迎えた後、低下を続け、アルファベットのL字のような形になることをいい、女性の働き方が正規雇用と非正規雇用(パートタイム)に二極化していることを表している。
	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
	か	家族経営協定
家庭の日		本県では、家庭の教育力の向上を目指し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、主な県有施設の子ども料金の無料化や、市町有施設の優遇制度を実施している。
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(※)を促す教育のこと。 (※) キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。

五十音	用語	説明
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
こ	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
し	ジェンダー (gender)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス /sex) があるが、一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。
	仕事と家庭の両立応援宣言	県内の企業や事業者が、「従業員の仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」を応援するためにこれから取り組もうとする内容を、県が「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」として募集し、審査の上、登録する制度のこと。
	仕事と家庭の両立に関するメールマガジン	県が育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の関係法令や、国・県等が主催するセミナー等について情報提供を行うため、平成 26 (2014) 年 4 月から「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」として県内の企業等向けに毎月発行しているメールマガジンのこと。
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるもの。常時雇用する労働者が 301 人以上 (法改正により令和 4 (2022) 年 4 月 1 日以降は 101 人以上) の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	女性に対する暴力をなくす運動	女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成 12 年度から実施しているもの。11 月 25 日 (国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」) を最終日とする 2 週間の運動期間において、全国の関係機関・団体等が連携して、普及啓発など様々な活動を実施している。
	女性農業士	模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定している。
	女性防火クラブ	家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的として地域で活動している組織のこと。
人身取引 (トラフィッキング)	犯罪組織や悪質なブローカーなどが、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などの目的で搾取する犯罪のこと。	

五十音	用語	説明
す	ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して、つきまといや待ち伏せ、押しかけ等を繰り返す行為を行う者のこと。
せ	生活困窮者自立支援法	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27（2015）年 4 月に施行された法律。同法に基づき、福祉事務所設置自治体は、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための必要な措置を講ずる。
	性的指向・性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。
	性的マイノリティ	性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などをいう。「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。
	（職場における）セクシュアルハラスメント	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は労働者の意に反する性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じるなど、就業する上で看過できない程度の支障が生じることをいう。
た	待機児童	保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園等を利用できない状態にある児童のこと。
	男女生き生き企業認定・表彰制度	県で、平成 29（2017）年度から実施している、女性活躍の推進や働き方の見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を認定・表彰する制度のこと。
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和 61（1986）年 4 月から施行された法律のこと。同法では労働者の募集・採用、配置・昇進、一定範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、定年・解雇などにおいて、性別を理由とする差別の禁止などが規定されている。
て	DV被害者等地域支援サポーター	県が実施した地域支援サポーター養成講座の修了者のうち、サポーターとして登録したボランティアのこと。サポーターは、地域におけるDVの防止と早期発見、DV被害者支援に関する普及啓発活動、及び県や市町等が実施する啓発活動やDV被害者等への支援の補助を行う役割を担っている。（平成 30（2018）年度から設置）
	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、経済的及び性的暴力等のこと。
	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

五十音	用語	説明
と	とちぎウーマンナビ	女性の活躍を応援することを目的として県が運営するウェブサイトのことで、職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと暮らせる社会の実現を目指すための様々なコンテンツを設けている。
	栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）	ひきこもり、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等及びその家族等からの相談全般を受け付け、適切な指導・助言などを行い、必要に応じて関係機関等へのつなぎ等を行う総合相談窓口。（平成26（2014）年10月設置）
	栃木県男女共同参画施策苦情等処理制度	栃木県男女共同参画推進条例第18条に基づき、知事に提出された県の男女共同参画の推進に関する施策についての苦情や意見などを、栃木県男女共同参画審議会が公正、中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる制度のこと。
	栃木県男女共同参画地域推進員	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動する、県で委嘱しているボランティアのこと。
	とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）	平成31（2019）年1月に施行した、とちぎの子ども・子育て支援条例の基本理念を踏まえ、県民一人ひとりが子ども・子育てに関する理解を深め、関係者の相互連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を進めるために県が策定した計画のこと。 （計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
	とちぎ女性活躍応援団	知事をトップに官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を支援するために設立されたもので、産学官をはじめ、労働、医療・福祉、農林、建設・運輸、金融等、様々な分野の県域をカバーする27の団体や企業が設立・運営に携わり、趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体と一体となって応援団を構成している。
	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	性犯罪・性暴力被害にあわれた方を総合的に支援するための相談窓口。本県では、済生会宇都宮病院に設置している。 （平成27（2015）年7月設置）
	とちぎ創生15戦略（第2期）	急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり地域の活力を維持していくための目標や基本的方向を定めた計画のこと。 （計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
	とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン	本県の農業・農村における男女共同参画社会形成のための基本指針として施策の基本的な方向を明らかにしたもの。
と	とちぎ未来創造プラン	中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、基本的な考え方や目標を明らかにし、県が取り組む施策の進め方等を示した県政の基本指針のこと。 （計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
	ね	ネットリテラシー

五十音	用語	説明
の	農業委員	「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会である農業委員会の委員のこと。
は	パープルリボン運動	女性に対する暴力根絶運動のこと。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、パープルをシンボルカラーとして布リボンやバッチなどによりパープルリボンを広めている。
	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）	一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者からの暴力のことを指す。被害者のほとんどは女性であるが、男女問わず被害者となりうる。暴力の形態は、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さない等）など様々であり、家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい特性がある。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関のこと。令和3（2021）年3月現在、県と4市（宇都宮市、日光市、小山市、栃木市）に設置されている。
	（職場における）パワーハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいう。
ひ	PTSD（Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害）	生死にかかわるような実際の危険にあたり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ったところの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気のこと。
	ピンクリボン運動	乳がんの正しい知識の普及と乳がん検診の受診促進などを目的とした啓発運動で、その象徴としてピンクリボンが用いられている。
ふ	ファミリー・サポート・センター	「児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）」と「児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）」からなる会員組織のことで市町が設置運営し、依頼会員と提供会員との連絡、調整などを行っている。
	父子手帳	父親の子育てへの積極的な参加を促進するため、妊娠・出産・子育てについて、母親の体調や精神状態に合わせたサポートの方法等、父親ならではの役割や総合的な情報を掲載しており、とちぎの子育て情報サイトにおいて公開している。
	不妊専門相談センター	産婦人科医師や助産師による一般的な不妊治療から生殖補助医療までの医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなど、多様な相談に応じる機関のこと。本県では、とちぎ男女共同参画センターに設置している。
ほ	放課後児童クラブ	保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生の子どもたちに放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、児童クラブ、学童クラブ、学童保育、留守家庭児童会ともいう。設置場所は、学校の余裕教室や専用施設、児童館、公民館など、地域によって様々である。

五十音	用語	説明
ほ	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母、父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等まで、一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取決め等の専門相談を実施し、母子家庭の母等の自立を総合的に支援する。本県では、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（とちぎ男女共同参画センター内）へ委託して実施している。
	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。 積極的改善措置の例として、管理職等への女性の登用のための目標の設定や、女性のロールモデルの育成や積極的な紹介等がある。
ま	(職場における) マタニティハラスメント	妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいう。 妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを受けることも含めた意味で使われる場合もある。
み	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。
む	無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にぎざみ込まれ、既成概念、固定観念となっていく。
よ	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を行うため、関係機関が情報交換や支援内容について協議を行うための場として市町村が設置するもので、平成 16 (2004) 年の児童福祉法の改正で法的に位置づけられた。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

4 男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県
1945 (昭和 20)	・ 国際連合発足	・ 改正選挙法公布（婦人参政権）	
1946 (昭和 21)	・ 国連婦人の地位委員会を設置	・ 初の婦人参政権行使 ・ 日本国憲法公布（男女平等明文化）（47 年施行）	
1947 (昭和 22)		・ 改正民法公布（家父長制廃止）（48 年施行）	
1948 (昭和 23)	・ 世界人権宣言採択	・ 優生保護法公布、施行	
1956 (昭和 31)		・ 売春防止法公布（58 年施行）	
1961 (昭和 36)		・ 所得税法改正（配偶者控除制度新設）	
1967 (昭和 42)	・ 婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和 50)	・ 国際女性デーの制定 ・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・ 世界行動計画、メキシコ宣言採択	・ 「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上を図る決議」採択 ・ 総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	
1976 (昭和 51)	・ 国連婦人の十年（～85 年）	・ 民法改正（離婚復氏制度）	
1977 (昭和 52)		・ 国内行動計画策定（S52～61） ・ 国立婦人教育会館開館	
1979 (昭和 54)	・ 女子差別撤廃条約採択		・ 企画部婦人青少年課設置 ・ 婦人行政連絡会議設置 ・ 栃木県婦人問題懇話会設置
1980 (昭和 55)	・ 国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン）	・ 民法・家事審判法の改正（配偶者の相続分改正）（81 年施行） ・ 国連婦人の十年中間年全国会議	
1981 (昭和 56)	・ ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）採択	・ 国内行動計画後期重点目標を決定	・ 「婦人のための栃木県計画」策定（S56～60） ・ 上記計画に婦人総合センター（仮称）整備が記載
1984 (昭和 59)		・ 国籍法、戸籍法改正（父母両系平等主義の採用）（85 年施行） ・ パートタイム労働対策要綱制定	
1985 (昭和 59)	・ 国連婦人の十年の成果を検討し、評価するための世界会議（ナイロビ） ・ 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・ 国民年金法改正（女性の年金権の確立）（86 年施行） ・ 男女雇用機会均等法公布（86 年施行） ・ 女子差別撤廃条約の批准（86 年発効） ・ 労働基準法改正（女子保護規定の一部廃止、母子保護規定の拡充）	
1986 (昭和 61)			・ 「とちぎ新時代女性プラン」策定（S61～H2） ・ 上記プランに婦人総合センター（仮称）整備が記載
1987 (昭和 62)		・ 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定 ・ 労働基準法改正（週 40 時間制） ・ 所得税法改正（配偶者特別控除制度新設）、施行	・ 第 1 回婦人のつどい開催

年	国連等	日本	栃木県
1988 (昭和 63)			・栃木県婦人団体連絡協議会発足
1989 (平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示（高校家庭科男女必修） ・パートタイム労働指針告示	
1990 (平成 2)	・ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択		
1991 (平成 3)		・育児休業法公布（92年施行） ・西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）	・「とちぎ新時代女性プラン（二期計画）」策定（H3～7） ・「婦人総合センター（仮称）基本構想」策定
1992 (平成 4)	・環境と開発に関する国際会議（リオデジャネイロ）	・介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生	・「婦人総合センター（仮称）基本計画」策定
1993 (平成 5)	・国連世界人権会議（ウィーン） ・ウィーン宣言及び行動計画採択 ・国連女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・パートタイム労働法公布、施行	
1994 (平成 6)	・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准	
1995 (平成 7)	・第4回世界女性会議（北京）北京宣言及び行動綱領採択	・育児・介護休業法成立（介護休業制度を法制化しH11年度から実施） ・ILO156号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する）条約批准	・財団法人とちぎ女性センター設立
1996 (平成 8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画2000年プラン策定	・「とちぎ新時代女性プラン（三期計画）」策定（H8～12） ・パルティとちぎ女性センター開館 ・女性青少年課に名称変更 ・栃木県男女共同参画推進本部設置
1997 (平成 9)		・労働基準法改定（女子保護規定撤廃） ・男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）（99年施行） ・介護保険法公布（00年施行） ・育児・介護休業法改正（深夜業制限）	
1999 (平成 11)		・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行（女性の参画の促進）	・栃木県男女共同参画懇話会設置
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言及び成果文書」採択	・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）公布・施行 ・男女共同参画基本計画策定	・生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組
2001 (平成 13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）公布・施行 ・第1回男女共同参画週間	・「とちぎ男女共同参画プラン」策定（H13～17） ・とちぎ女性政策塾開始 ・「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H13～17）
2002 (平成 14)			・「栃木県男女共同参画推進条例」制定

年	国連等	日本	栃木県
2003 (平成 15)	・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた	・次世代育成支援対策推進法公布・施行	・「栃木県男女共同参画推進条例」施行 ・栃木県男女共同参画審議会設置
2004 (平成 16)		・配偶者暴力防止法改正（DVの定義の拡大） ・育児・介護休業法改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（05年施行）	・パーティとちぎ女性センターをパーティとちぎ男女共同参画センターに名称変更
2005 (平成 17)	・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・男女共同参画基本計画（第2次）策定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定（H17～20）
2006 (平成 18)		・男女雇用機会均等法改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）（07年施行）	・「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」策定（H18～22） ・「第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H18～22）
2007 (平成 19)		・パートタイム労働法の改正（均衡のとれた処遇の確保の促進）（08年施行） ・配偶者暴力防止法改正（保護命令の拡充、市町村についての規定の強化）（08年施行） ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	・青少年男女共同参画課に名称変更
2008 (平成 20)		・女性の参画加速プログラム策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	
2009 (平成 21)	・国連女子差別撤廃委員会（日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・勧告） ・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児・介護休業法改正（子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設）（10年施行）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定（H21～23）
2010 (平成 22)		・男女共同参画基本計画（第3次）策定	
2011 (平成 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）発足		・「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定（H23～27） ・「第三期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H23～27） ・組織改編により「栃木県とちぎ男女共同参画センター」設置
2012 (平成 24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」第2次改定（H24～H28）
2013 (平成 25)		・男女共同参画の支援からの防災・復興の取り組み指針策定 ・日本再興戦略策定（「女性の活躍推進」を成長戦略の中核と位置づけ） ・配偶者暴力防止法改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象）（14年施行） ・ストーカー規制法改正（電子メールを送信する行為の規制、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、被害者の関与の強化）	

年	国連等	日本	栃木県
2014 (平成 26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・人権・青少年男女参画課に改編 ・「TOCHIGI で働く☆『輝くウーマン』プロジェクト」実施 ・栃木県女性活躍推進会議から「栃木県の女性活躍のための提言書」
2015 (平成 27)	・第 59 回国連婦人の地位委員会(国連「北京 +20」世界閣僚会合)(ニューヨーク) ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) 採択	・子ども・子育て支援法施行 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)公布(16年全面施行) ・男女共同参画基本計画(第4次)策定	・庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」の設置
2016 (平成 28)	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等改正(仕事と育児・介護の両立支援制度の見直し)(17年施行)	・「とちぎ男女共同参画プラン(4期計画)」策定(H28～R2) ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定(H28～R2) ・「第4期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(H28～R2) ・「とちぎ女性活躍応援団」設立
2017 (平成 29)		・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」の決定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」第3次改定(H29～R3) ・「男女生き生き企業」認定・表彰制度開始
2018 (平成 30)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布、施行 ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布(順次施行)	・DV 被害者等地域支援サポーター制度の創設
2019 (令和元)		・女性活躍推進法等改正(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止強化等)(順次施行) ・「配偶者暴力防止法」改正(連携機関の明確化等)(20年施行)	
2020 (令和 2)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ・男女共同参画基本計画(第5次)策定	
2021 (令和 3)			・「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」策定(R3～R7) ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」策定 ・「第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(R3～R7)

5 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、

男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を

推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があ

ると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条

第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6 売春防止法（抜粋）

（昭和三十一年五月二十四日法律第百十八号）

最終改正：平成二八年六月三日法律第六三号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

（売春の禁止）

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

（適用上の注意）

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分～第三章 補導処分（略）

第四章 保護更生

（婦人相談所）

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、婦人相談所を設置することができる。

- 3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

- 4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

- 5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第三十五条 都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

(婦人保護施設)

第三十六条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)の長に報告し、又は通知しなければならない。

(民生委員等の協力)

第三十七条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第三十八条 都道府県(婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、次に掲げる費用(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)
- 二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う収容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市(婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。)は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。)
- 二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

附 則 抄
施行期日等 略

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抜粋)

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるもの

とする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令～第六章 罰則（略）

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇

用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画
（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にあ

る労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

第九条～第十九条（略）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

第二十一条（略）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置～第六章 罰則（略）

9 栃木県男女共同参画推進条例

平成十四年十二月二十七日公布
栃木県条例五十八号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等
 - 第一節 基本的施策（第八条～第十五条）
 - 第二節 推進体制（第十六条～第十九条）
- 第三章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第二十条・第二十一条）
- 第四章 栃木県男女共同参画審議会（第二十二条）
- 附則

男女は、すべて、人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

これまで、本県においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の取組や国内の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる慣行やセクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力などの人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき課題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある

栃木県を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合うとともに、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが不可欠である。

ここに、私たちは、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられる男女共同参画社会の早期実現を目指し、県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を行うことにより相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響に配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に

のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自ら取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(年次報告)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び県が講じた男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 基本的施策

(基本的な計画の策定等)

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の基本的な計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、栃木県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

- 2 県は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進を阻害することのないように配慮するものとする。

(県民の理解を深めるための措置等)

第十条 県は、県民が、男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進のための人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集し、活用し、又は提供するよう努めるものとする。

(教育の分野における措置)

第十一条 県は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画の推進のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援等)

第十二条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等について、必要に応じ公表することができる。

（農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置）

第十三条 県は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第十四条 県は、市町村と連携して男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画の策定、施策の実施等が円滑になされるよう、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（調査研究）

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

第二節 推進体制

（附属機関における委員の構成等）

第十六条 県は、附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

- 2 県は、女性職員の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるとともに、職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（栃木県男女共同参画地域推進員）

第十七条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う栃木県男女共同参画地域推進員を委嘱し、かつ、その活動を支援するものとする。

（県の施策に関する苦情等の申出）

第十八条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民から苦情、意見等の申出があった場合は、当該申出に適切に対応するものとする。

- 2 知事は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

（男女共同参画を阻害する行為に関する相談）

第十九条 県は、男女共同参画を阻害する行為に関する県民からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の相談があった場合は、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 男女共同参画を阻害する行為の制限

（性別による権利侵害の禁止）

第二十条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。次条において同じ。）を行ってはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第二十一条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第四章 栃木県男女共同参画審議会

第二十二条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 審議会に、第十八条第二項の規定による苦情等の申出その他必要な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 8 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年条例第十号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

- 2 （略）